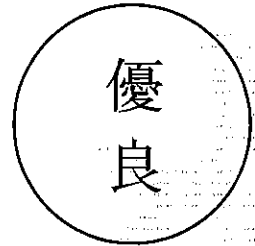


川崎市指令環廃 第163号

許可番号 第05720000405号

産業廃棄物処分業許可証

住所 川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号
氏名 株式会社 エバーグリーンライン
代表取締役 比嘉 良弘 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年9月30日

川崎市長 福田 紀彦 印



許可の年月日 令和6年10月1日

許可の有効期限 令和13年9月30日

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動や契約行為、及びそれに類する行為を禁じます。
株式会社 エバーグリーンライン

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(破碎、選別、圧縮・梱包、破碎・分離、選別・破碎、選別・圧縮・梱包)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 金属くず、
(エ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(オ) がれき類
以上5種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 選別に係るもの

(ア) 紙くず、(イ) 繊維くず 以上2種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず
以上2種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

エ 破碎・分離に係るもの

(ア) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
以上1種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

オ 選別・破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 金属くず、
(エ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(オ) がれき類
以上5種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

カ 選別・圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず
以上2種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物のうち、No.1破碎機に係るものは廃プラスチック類及び木くず、No.2破碎機に係るものは金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類に限る。

イ 圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

ウ 破碎・分離に係る産業廃棄物は、廃石膏ボードに限る。

エ 選別・破碎に係る産業廃棄物のうち、No.1破碎機に係るものは廃プラスチック類及び木くず、No.2破碎機に係るものは金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類、No.3破碎機に係るものはガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類に限る。破碎機(サンドパクト)はNo.3破碎機に係るがれき類に限る。

オ 選別・圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

2 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記入すること。)

別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 10 月 1 日 更新許可

令和 6 年 10 月 1 日 優良認定

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

この許可証の写しは情報開示の一環として
ホームページに掲載したものであり、これ
を利用した営業活動や契約行為、及びそれ
に類する行為を禁じます。
株式会社 エバーグリーンライン

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (No. 1 破碎機) (設置年月日 平成25年10月24日) (許可年月日 平成25年10月24日) (許可番号 第1224号)	5.5 t / 日 (廃プラスチック類) 15.9 t / 日 (木くず)	川崎市川崎区扇町1番1 (3381 m ²)
イ 破碎施設 (No. 2 破碎機) (設置年月日 平成18年8月22日) (許可年月日 平成18年8月22日) (許可番号 第1175号)	225 t / 日 (金属くず) 98.1 t / 日 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 315 t / 日 (がれき類)	
ウ 破碎施設 (No. 3 破碎機) (設置年月日 令和元年8月18日) (許可年月日 令和元年8月7日) (許可番号 第1242号)	32.4 t / 日 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 61.2 t / 日 (がれき類)	
エ 破碎施設 (破碎機 (サンドパクト)) (設置年月日 令和元年9月18日) (許可年月日 令和元年8月7日) (許可番号 第1243号)	37.8 t / 日 (がれき類)	
オ 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包機) (設置年月日 平成24年10月25日)	43.7 t / 日 (廃プラスチック類) 43.7 t / 日 (紙くず)	
カ 破碎・分離施設 (破碎・分離機) (設置年月日 平成14年9月17日)	5.4 t / 日 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破碎施設一式	15.9 t / 日	No. 1 破碎機
破碎施設一式	315 t / 日	No. 2 破碎機
破碎・分離施設一式	5.4 t / 日	破碎・分離機
圧縮・梱包施設一式	43.7 t / 日	圧縮・梱包機
選別・破碎施設一式	15.9 t / 日	No. 1 破碎機
選別・破碎施設一式	315 t / 日	No. 2 破碎機
選別・破碎施設一式	61.2 t / 日	No. 3 破碎機、破碎機 (サンドパクト)
選別・圧縮・梱包施設一式	43.7 t / 日	圧縮・梱包機

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動や契約行為、及びそれに類する行為を禁じます。
株式会社 エバーグリーンライン